様式１（新規開業を行う場合）

**開業の６か月前まで**に提出をお願いします。

※ただし、開業予定地又は賃貸借先が決まった際には、上記によらず速やかに提出をお願いします。

令和　　年　　月　　日

新規開業に伴う外来医療提供等報告書

福岡県保健医療介護部医療指導課長　殿

新たに無床診療所を開設し、今後、下記の機能について担う予定としておりますので、福岡県外来医療計画に基づき、その情報を予め構想区域地域医療構想調整会議に報告します。

１　開設者・施設情報（所要事項をご記入ください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開　設　者 | 施　設 |
| 氏名又は名称 |  |  |
| 代表者名※個人開設の場合は記入不要 |  |  |
| 住所 | 〒 | 〒 |
| 電話番号 |  |  |
| FAX番号 |  |  |
| 担当者(所属・氏名) |  |  |

２　今後担う予定の外来医療機能

|  |  |
| --- | --- |
| 開設予定年月日 | 令和　　年　　月　　　日 |
| 標榜科目 |  |
| 担う予定の外来医療機能（右記の該当箇所に☑をつける） | □①学校医（園医） □②産業医 □③予防接種 □④乳幼児健診□⑤特定健診 □⑥往診・緊急往診 □⑦訪問診療　□⑧在宅看取り（注１）□⑨休日急患センターへの出務（注２） □⑩在宅当番医（注３）□⑪介護認定審査会への出務 □⑫主治医意見書の作成　□⑬死体検案の実施 □⑭特養の配置医・高齢者向け施設等の嘱託医⑮新興感染症への対応（□発熱外来、□自宅療養者等への医療の提供） |
| 上記の☑箇所に関する特記事項 | （記入例）・⑬死体検案の実施については、診療所の運営が安定した後（半年後）、担っていきたいと考えている。 |
| 上記以外の方法により、区域において不足する外来医療機能を担う場合 | （記入例）・区域において不足していると考えられる〇〇科を開設するもの・最寄りの医療機関まで自動車で△△分超かかるなど□□科が不足していると考えられる××地域で開設するもの。 |

注１）施設での看取りも含む。

注２）筑紫区域、八女・筑後区域及び有明区域においては、⑨休日急患センターへの出務がないため、いわゆる時間外小児救急外来など、救急体制にご協力いただける方は、⑨に○を記入してください。

注３）北九州区域においては、⑩在宅当番医がありませんので、⑩を選択することはできません。

　※区域で不足する外来医療機能を担わない場合は、その理由を記入してください。

３　オンライン診療のため医師が常駐しない診療所か　（　該当　・　非該当　）

　※該当する場合は、別途、保健所に医師が常駐しないオンライン診療のための診療

所の開設のための手続きが必要となりますので、お近くの保健所に御連絡をお願い

します。

|  |
| --- |
| 【提出先】福岡県保健医療介護部医療指導課医療計画係あて（メールで提出願います）E-Mail：iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp |

【以下は記入不要です】

|  |
| --- |
| 審査・協議結果等 |
| ①　議長の審査結果 | 会議招請必要　　・　　会議招請不要 |
| ②　調整会議の協議結果 |  |

|  |
| --- |
| 招請理由 |
| 地域における医療機能の役割分担や連携等を目的に以下について確認する。□　管理者の経歴等（得意とする医療等）□　当該地で開業する経緯□　開業後に提供する医療の内容□　協力が可能と考えられる公衆衛生事業等（予定含む）□　近隣の医療機関との機能分化・連携等の方針□　保健所や医師会等が行う地域医療確保のための取組みへの理解□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

＜留意事項＞

（１）本様式とは別にチェックシートがございます。チェックシートと併せて本様式を下記提出先まで御提出ください。

（２）外来医療計画により、外来医師多数区域においては、原則としてそれぞれの区域で不足する外来医療機能を担っていただくこととしております。

　　　なお、外来医師多数区域以外の区域においても、可能な限り、それぞれの区域で不足する外来医療機能を担っていただくこととしております。

外来医師多数区域：福岡・糸島区域、朝倉区域、久留米区域、八女・筑後区域、　有明区域、飯塚区域、直方・鞍手区域、北九州区域

外来医師多数区域以外の区域：粕屋区域、宗像区域、筑紫区域、田川区域、京築区域

（３）「２　今後担う予定の外来医療機能」で担う機能が当区域で不足する機能に該当しない場合や新規開業者が区域で不足する外来医療機能を担うことを拒否する場合等においては、原則、地域医療構想調整会議に出席していただき、その理由等を含め、協議を実施します。
なお、協議結果は、福岡県のHPにおいて公表します。

（４）また、「２　今後担う予定の外来医療機能」でチェックを入れていただいた内容については、各項目の関係団体（保健所、警察署等）に対し、情報共有する場合がありますのでご了承ください。